

さいたま市水道だより

水と生活

2025.8

No. 186

特集

●いざというときの応急給水場所

後半は「知っておきたい さいたま市の下水道！」



水道に関するお問合せは、水道局電話受付センターまでお願いします

- 引越しなどで、新たに水道を使い始めるとき又は水道の使用をやめるとき
- 使用中の水道を、リフォームや家の取り壊しなどで一時的にお使いになるとき
- 「共同住宅用」として認定された建物で世帯数が増えたり減ったとき

※上記の手続きは、インターネットでも行うことができます。

市HPは
こちらから▶



水道料金の減額について

右記に該当する水道使用者（給水契約者）の方は、お申込みにより1か月の水道料金のうち口径13mmの基本料金相当額を減額します。

※給水契約者以外の方は取扱いが異なります。

※下水道使用料についても、併せて減額又は減免されます。

- 生活保護法により生活扶助を受給されている方
- 水道を使用する方全員の市民税・県民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当を受給されている方
- 東日本大震災などにより被災された方
- 令和6年能登半島地震により被災された方

さいたま市水道局アプリについて

お手持ちのスマートフォンやパソコンから、水道のご使用状況を確認できます。ぜひご利用ください。



▲詳しくはこちら

問合せ 水道局電話受付センター TEL 665・3220 FAX 665・5536 ※8時～21時（年中無休）

道路漏水を発見したら（携帯電話からもつながります） 0120・189・240 ※24時間365日対応（通話料無料）

いざというときの / 応急給水場所はここらです

災害等により断水したときは、市ホームページなどで開設状況を
ご確認のうえ、ポリタンクやペットボトルなどの容器をご持参ください。

さいたま市 応急給水場所

検索



さいたま市水道局の
応急給水場所 (111か所)
 ■ 浄・配水場 (20か所)
 ▲ 非常災害用井戸 (23か所)
 ● 災害用貯水タンク (68か所)

※旧南浦和浄水場は9月1日より、東浦和浄水場は10月1日より工事のため一時休止します。

| 設置場所 | 設置場所 | 設置場所 |
|----------------------|--------------------|---------------------|
| 馬宮配水場 飯田新田351 | 鈴谷小学校 鈴谷5-1-1 | 旧南浦和浄水場※ 南本町1-16-22 |
| 北部配水場 宝来880-1 | 与野西中学校 鈴谷8-10-33 | 白幡配水場 白幡6-15-16 |
| 指扇小学校 西大宮1-49-6 | 与野西北小学校 円阿弥4-3-7 | 大谷場小学校 南浦和1-18-3 |
| 馬宮中学校 二ツ宮589-1 | 下落合小学校 上落合1-7-33 | 谷田小学校 太田窪5-10-6 |
| 土屋中学校 土屋1766-1 | 上落合公園 上落合4-11 | 善前小学校 太田窪2500-1 |
| 大宮西中学校 三橋6-1558 | 与野公園 本町西1-14 | 大谷口中学校 広ヶ谷戸21 |
| 指扇北小学校 中釘1506-1 | 中央区役所 下落合5-7-10 | 南浦和中学校 辻6-1-33 |
| 栄小学校 飯田811 | 与野八幡小学校 本町東5-23-14 | 文蔵小学校 文蔵5-16-29 |
| 指扇中学校 西大宮3-31-1 | 与野南中学校 大戸2-6-25 | 浦和大里小学校 別所7-14-28 |
| 大宮西小学校 三橋5-1359 | 与野中央公園 新中里4-7 | 西浦和小学校 曲本1-3-5 |
| 高鼻浄水場 盆栽町200 | 八王子公園 八王子4-2 | 旧沼影市民プール 沼影2-7-35 |
| 日進浄水場 日進町1-734 | 土合浄水場 西堀8-25-30 | 南浦和小学校 白幡1-1-20 |
| 日進北小学校 日進町3-178 | 西部配水場 神田646 | 南部配水場 上野田992-1 |
| 日進中学校 榎引町2-503-1 | 中島小学校 中島1-28-1 | 尾間木配水場 東浦和3-7-25 |
| 宮原小学校 宮原町4-102-6 | 栄和小学校 栄和1-7-1 | 原山中学校 太田窪1-10-22 |
| つばさ小学校 宮原町3-902-4 | 大久保東小学校 大久保領家331 | 美園中学校 太田窪2550-3 |
| 大宮別所小学校 別所町42-1 | 新開小学校 新開2-18-1 | 大門小学校 大門1189 |
| 大砂土小学校 本郷町1 | 上大久保中学校 上大久保861-1 | 尾間木中学校 東浦和4-29-1 |
| 東大成小学校 東大成町2-12 | 田島中学校 田島10-13-1 | 三室小学校 三室1994 |
| 前谷公園 吉野町1-9 | 北浦和浄水場 針ヶ谷1-18-2 | 松芝公園 芝原2-4 |
| つづじヶ丘公園 吉野町2-213 | 東浦和浄水場※ 駒場2-4-3 | 美園北小学校 美園2-12-11 |
| 水道総合センター 東大成町2-445-1 | 岸町小学校 岸町5-20-4 | 東浦和中学校 中尾1207-1 |
| 大宮配水場 桜木町4-534-1 | 高砂小学校 岸町4-1-29 | 道祖土小学校 道祖土1-1-1 |
| 新都心配水場 吉敷町4-265 | 木崎小学校 領家4-19-4 | さいたま市立病院 三室2460 |
| 大宮南小学校 吉敷町3-87 | 大東小学校 大東3-14-1 | 金重配水場 金重52-18 |
| 大宮東小学校 堀の内町3-145 | 大原中学校 大原3-1-11 | 南下新井配水場 南下新井907-8 |
| 大宮北小学校 宮町3-84 | 常盤中学校 針ヶ谷4-1-9 | 相野原配水場 相野原267-1 |
| 桜木中学校 桜木町4-219 | 上木崎小学校 上木崎3-4-3 | 岩槻本丸公民館 本丸3-17-1 |
| 大成小学校 大成町2-282 | 市営浦和球場 本太4-25 | 岩槻諏訪公園 諏訪4-4 |
| 三橋小学校 三橋2-20 | 仲本小学校 本太2-12-31 | 西原小学校 西原6-25 |
| 大宮国際中等教育学校 三橋4-96 | 木崎中学校 瀬ヶ崎2-17-1 | 柏陽中学校 真福寺454 |
| 東大宮浄水場 東大宮4-51-1 | 海老沼小学校 東新井710-5 | 岩槻中学校 仲町1-14-35 |
| 東部配水場 御蔵1567-1 | | 城北小学校 岩槻6619 |
| 深作配水場 深作921-1 | | 川通中学校 長宮435 |
| 大宮八幡中学校 南中丸357 | | |
| 七里小学校 東宮下312 | | |
| 大谷中学校 大谷1634-2 | | |
| 蓮沼小学校 蓮沼1070 | | |
| 春里中学校 小深作268-19 | | |
| 大砂土東小学校 大和田町2-998 | | |
| 大宮体育館 大和田町1-305 | | |
| 片柳中学校 御蔵551 | | |
| 島小学校 島町533-2 | | |

飲料水の備蓄をお願いします

災害時には、交通手段の途絶や道路渋滞などにより、応急給水活動の体制が整うまでに時間がかかることが予想されます。ふだんから飲料水の備蓄をお願いします。

備蓄の目安

1人1日3リットル※、3日分(9リットル)以上

※1人1日3リットルは、人間が生きていくために最低限必要な水分量です。

- 水道水をくみ置きする場合**
- 容器** 清潔でふたのできる容器(ポリタンク、ペットボトルなど)
※空気が入らないように水を容器の口元いっぱいまで入れてください。
 - 保存期間** 直射日光の当たらない常温の場所で3日、冷蔵庫で10日程度
 - その他** くみ替えた水は掃除や洗濯などにご使用ください。沸騰させた場合や浄水器を通した場合は、塩素がなくなり消毒効果がなくなっているため、毎日交換する必要があります。

生活用水の確保も大切です

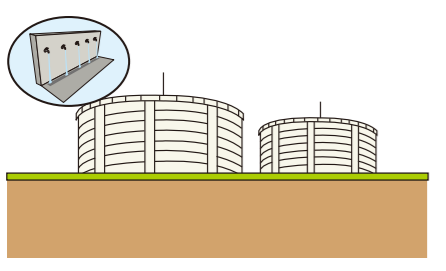
●お風呂の残り湯は、トイレや洗濯などに使えるため、次に入るまで抜かないようにしましょう。

給水を受ける容器などの備えを!

ふたのできる清潔なポリタンク、ペットボトルなどの容器を日頃から準備しましょう。また、水は重いものです。水の入った容器を運ぶためのリュックやキャリーバッグなどを用意しておくと便利です。



■ 浄・配水場



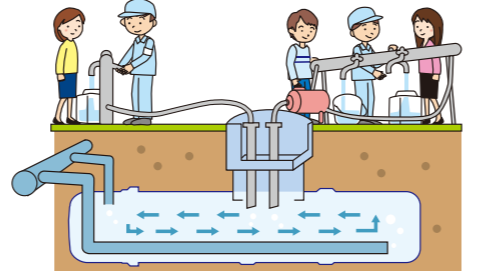
ふだん皆さんに水を届けるためにたくさんの水が貯えられていますが、災害時には応急給水場所になります。

▲ 非常災害用井戸



自家発電設備により井戸から地下水をくみ上げ、災害時に飲料水をお配りする施設です。

● 災害用貯水タンク



タンクは水道管とつながっていて、中の水が循環しています。災害時にはタンクの出入口を遮断し、100m³(1人1日3リットルとして約11,000人に3日分)の飲料水を確保します。

※岩槻本丸公民館のみ60m³のタンク

野外水道講座の参加者を募集します

水道水の重要な水源の一つである八ッ場ダム見学会を開催します。奮ってご応募ください。

日時 令和7年11月29日(土) 7時~18時(予定)

集合場所 けやきひろば 2階(さいたま新都心駅西口) ※現地へは大型バスで移動し、集合場所に於いて解散となります。

対象・定員 市内在住・在勤・在学の中・小学生以上の方40人(抽選)

申込み 令和7年8月1日(金)~31日(日)に、電子申請(電子申請・届出サービスで「野外水道講座」と検索)又ははがきに①事業名(野外水道講座と記入)、②代表者氏名・年齢、③代表者郵便番号・住所(市内在勤・在学の方は事業所名又は学校名を記入)・電話番号、④同時申込者氏名・年齢(代表者以外に最大3名まで)を記入のうえ、郵送(8月31日消印有効)で、〒330-8532 浦和区常盤6-14-16 水道総務課広報・防災係へ

当選者の発表 令和7年9月19日(金)までに、当選者にのみ通知します。

※落選者には通知しませんのでご了承ください。
※辞退者が出た場合、実施2週間前までは次点の方を繰り上げ、その旨を通知します。

その他 ●重複応募はできません。
●中学生及び高校生の方は保護者同伴でお願いします。
●昨年度参加していない方を含むグループを優先して抽選します。
●参加費は無料ですが、昼食及び飲み物は各自でご準備ください。

問合せ 水道総務課 TEL 714・3069 FAX 832・5929



令和7年度 水道週間ポスターコンクールの入賞作品を展示します

水道への関心と理解を深め、「水の大切さ」を認識することを目的として、市内在住・在学の小・中学生の皆さんからポスターを募集しました。入賞した36作品の展示を行います。小・中学生の力作をぜひご覧ください。

期間・場所 9月22日(月)~10月6日(月)
けやきひろば1階ディスプレイボード(中央区新都心10番地)
※最終日は正午までの展示となります。

問合せ 水道総務課
TEL 714・3069 FAX 832・5929

水道事業に関するアンケートを行います

アンケート内容 該当する□に✓をお願いします

Q1 主にどのように水道水を飲んでますか(1つお選びください)
 そのまま飲む 浄水器を通して飲む
 沸かして飲む 水道水は飲まない

Q2 災害時の応急給水場所を知っていますか
 知っている
 知らない
 (最寄りの応急給水場所:)
 ※2、3ページをご確認のうえ、ご記入ください

Q3 災害に備えて飲料水の備蓄(くみ置きなど)をしていますか
 している(1人あたり 9L以上 3~8L 3L未満)
 していない
 ※飲料水備蓄の目安は「1人1日3L、3日分(9L)以上」です

Q4 次の水道事業の中で最も関心のあるものを1つ選んでください
 さいたま市の水源、浄・配水場 防災対策
 財政状況 その他()

その他水道事業に関するご意見などございましたらご記入ください

| | | | | |
|----|------|----|---|--|
| 住所 | 〒 | | | |
| 氏名 | 電話番号 | 年齢 | 歳 | |

皆さんからのご意見を水道事業の参考とさせていただきます。いただくためのアンケートを行います。



抽選で30名の方にさいたまの水1箱(24本入り)をプレゼントするよ!ぜひアンケートに答えてね!



応募方法 令和7年8月1日(金)~31日(日)に、電子申請(電子申請・届出サービスで「水道事業に関するアンケート」と検索)又は左記アンケート用紙に記入・切取りのうえ、はがきに貼り付け、郵送(8月31日消印有効)で、〒330-8532 浦和区常盤6-14-16 水道総務課広報・防災係へ

応募資格 市内在住・在勤・在学の方。ただし、市職員及びその家族は応募できません。

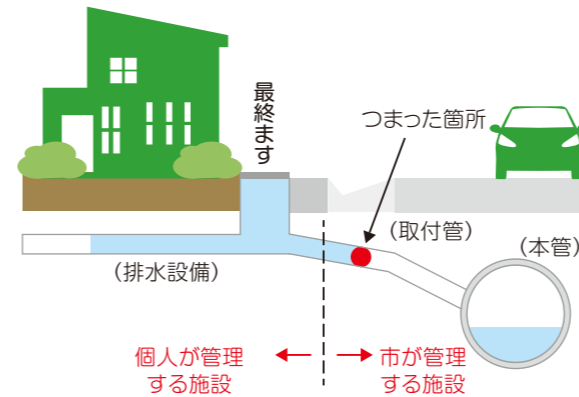
当選者の発表 賞品の発送をもってかえさせていただきます。

その他 ●重複応募はできません。
●取得した個人情報(賞品の発送以外)には使用することはありません。

問合せ 水道総務課 TEL 714・3069 FAX 832・5929

ここからは、「知っておきたい さいたま市の下水道!」

下水道管が詰まったとき



下水道管が詰ってしまったときには、まず、つまっている箇所が「個人が管理する宅内の施設(排水設備)」か、「市が管理する施設(下水道管)」かをご確認ください。道路と宅地の境界付近の最終ますが下水で満ちているかどうかで、つまっている箇所が確認できます。

最終ますの状況 下水が満ちていない 下水が満ちている
 つまりの箇所 宅地内の排水設備 市の下水道管

宅地内の排水設備が詰まっている場合には、個人の管理になりますので、お近くの排水設備指定工事店にご相談ください。

さいたま市排水設備指定工事店一覧

詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 排水設備指定工事店

検索



市の下水道管が詰まっている場合には、下記までご連絡ください

(開庁時間は平日の8時30分から17時15分です。時間外などお住まいの区のくらし応援室につながらない場合は、区役所代表までご連絡ください。)

| 区名 | 西区 | 北区 | 大宮区 | 見沼区 | 中央区 | 桜区 | 浦和区 | 南区 | 緑区 | 岩槻区 |
|--------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| くらし応援室(8:30~17:15) | TEL 620-2628 FAX 620-2762 | 669-6028 669-6162 | 646-3028 646-3162 | 681-6028 681-6162 | 840-6028 840-6162 | 856-6138 856-6273 | 829-6054 829-6231 | 844-7138 844-7270 | 712-1138 712-1272 | 790-0130 790-0262 |
| 区役所代表(時間外・休日等) | TEL 622-1111 | 653-1111 | 657-0111 | 687-1111 | 856-1111 | 858-1111 | 825-1111 | 838-1111 | 874-1111 | 790-0111 |

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829・1559 FAX 829・1975

下水道の悪質な修理・清掃業者にご注意ください

市から委託を受けているかのように装い、ご家庭を訪問し言葉巧みに宅地内の排水設備(下水道排水管・ますなど)の点検・清掃・修理を勧誘したり、契約を強要したりする事例があります。

その場ですぐ契約せずに、作業内容や金銭の支払いの有無について、しっかり確認するようにしてください。



対策のポイント

- 点検や清掃をしたくない場合は、「お断りします」とはっきり断る。
- 訪問されたときは、身分証明書の提示をさせるなど、身元を確かめる*。
- 勝手に作業させない。
- その場ですぐに契約しない。
- 作業内容や金銭の支払いの有無について、しっかり確認する。

*市では、一般家庭の排水設備(下水道排水管・ますなど)に関して、点検・清掃・修理などを行った、業者に委託することは一切ありません。また、調査などでお伺いする場合は、市の職員であれば「職員証」を、委託業者であれば「市が発行した身分証明書」を携帯していますので、提示を求め、不審な点がある場合は、はっきり断ってください。

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829・1559 FAX 829・1975

下水道は衛生的で安全な暮らしを守ります

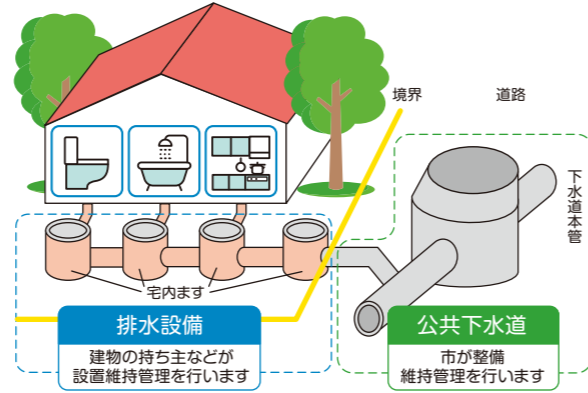
下水道への適切な接続は、衛生的で安全な暮らしや公共用水域の水質保全、また経営基盤の強化につながります。

下水道への接続は速やかに（法律で義務付けられています。）

下水道本管の工事が完了し、下水道が使用出来るようになると「供用開始の告示」をします。

- くみ取りトイレは、供用開始の日から**3年以内**に水洗トイレに改造してください。
- 浄化槽をお使いの家庭は、**速やかに**下水道へ接続してください。

宅地内から下水道本管までの管路は、図のように「排水設備」は建物の持ち主などに設置・管理していただき、「公共下水道」は市が整備・管理します。



下水道工事は指定工事店で ◀排水設備指定工事店一覧は5ページにて

宅地内の水洗トイレへの改造工事及び排水設備工事は、必ず市が指定する排水設備指定工事店に依頼し、工事の確認申請をしてください※。

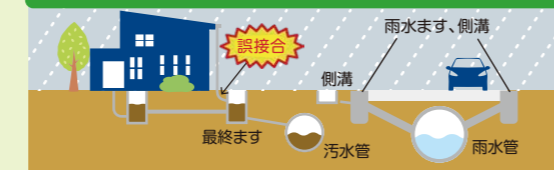
市への手続きは、指定工事店が代行しますが、提出する前に内容をよくお確かめください。

工事が完成すると排水設備等完成届が提出されますが、公共下水道の利用を開始しようとするときは利用開始届の提出もあわせてお願いします。

※指定工事店以外の工事店に依頼すると、無届工事（無断接続）となり下水道条例違反となりますので、特に新築工事に際してはご注意ください。

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829-1559 FAX 829-1975

汚水管に雨水が誤って流れていないか確認を!



汚水と雨水を別々の下水道管で流す分流式下水道区域で、ご家庭の雨水排水設備が誤って汚水管に接続されていると、大雨の時に汚水管があふれたり逆流したりする恐れがあります。雨どいから水を流して、宅内ます（汚水管に接続される最終ます）に流れてこないか確認をお願いします。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 誤接続 検索



詳しくはこちらから

大雨時の下水道利用について

現状

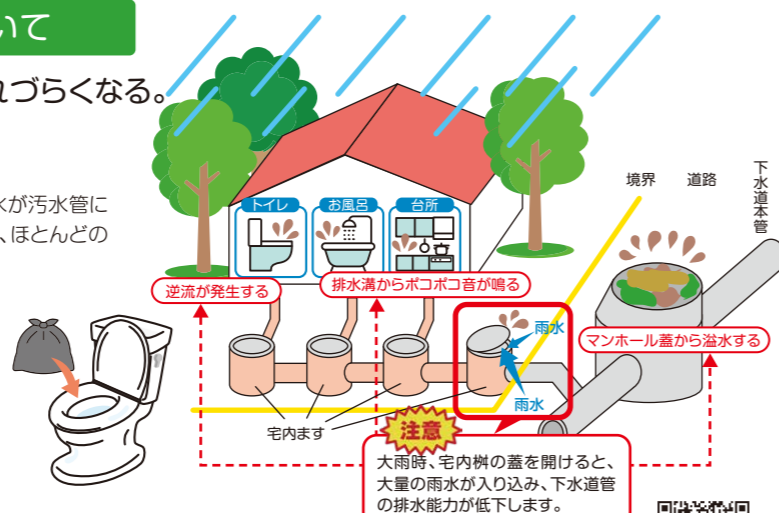
本市の下水道管には、汚水と雨水を同一の管で処理する「合流式」と、汚水と雨水を別々の管で処理する「分流式」があります。分流式の区域において大雨の時に「トイレが使用出来なくなる」との問合せが多く寄せられております。

（※お住まいの地区の処理方法は、さいたま市地図情報(下水道台帳)のWEBサイトからご確認ください）

台風や大雨時に起こりうる現象について

- ご家庭のトイレやお風呂などの生活排水が流れづらくなる。
- 汚水が逆流する。
- マンホール蓋から汚水が溢水する。

※「ゴボゴボ」という音は下水道施設の不具合によるものではなく、雨水が汚水管に流れ込み汚水管の中の空気が上に押し出されることが原因ですので、ほとんどの場合は天候の回復及び時間の経過とともに収まります。



詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 水のう 検索



詳しくはこちらから

ご家庭での対策について

- 大雨時には、水を大量に使うトイレ、お風呂、洗濯機などのご使用をお控えください。
- 宅内樹に雨水を流さないでください。
- 大雨が降り始める前に、浸水・逆流対策として「水のう」をご準備ください。

問合せ 《西・北・大宮・見沼・岩槻区》 北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646-3250 FAX 646-3267
《中央・桜・浦和・南・緑区》 南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840-6250 FAX 840-6269

大雨への備えについて

「さいたま市内水ハザードマップ」について

下水道（雨水管）の排水能力を超える大雨が降ると、下水道から水があふれることなどによる内水はん濫が発生します。このマップは、内水はん濫によって想定される浸水区域や浸水深、避難などに役立つ情報等をまとめたものです。水害に対する日頃の備えや避難の際に役立てていただくなど、市民の皆さんの自助・共助の促進を目的として作成しました。

このマップは、各区役所情報公開コーナー等にて配布しています。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 内水ハザードマップ 検索



詳しくはこちらから



▲情報面(表紙)



▲地図面(拡大図)

「さいたま市水位情報システム」について

さいたま市水位情報システムでは、市内の河川、道路、下水道で観測している水位情報やカメラ画像を確認することができます。

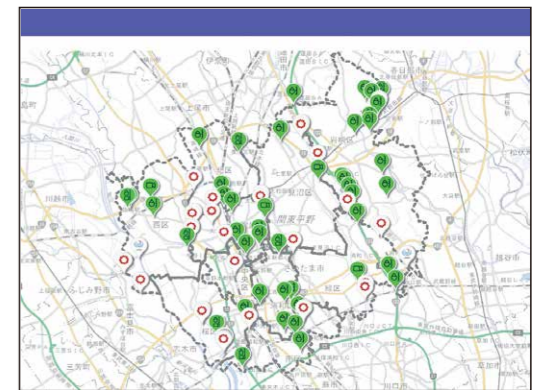
大雨時などの情報収集にご活用ください。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 水位情報システム 検索



詳しくはこちらから



▲システム画面

内水ハザードマップについて
問合せ 下水道計画課 TEL 829-1566 FAX 829-1975
水位情報システムについて
河川課 TEL 829-1585 FAX 829-1988

水洗トイレへの改造資金の貸付・助成制度をご利用ください

公共下水道処理区域内において、公共



下水道に接続していない既設トイレを水洗トイレに改造するための工事費の一部をお貸ししています。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 水洗便所 検索



詳しくはこちらから

問合せ
《西・北・大宮・見沼・岩槻区》 北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646-3249 FAX 646-3267
《中央・桜・浦和・南・緑区》 南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840-6248 FAX 840-6269

水道料金・下水道使用料について

水道料金・下水道使用料は、施設の維持管理費や汚水の処理費用などの経費を賄うための貴重な財源ですので、必ずお支払いください。

このような場合は下記までお問い合わせください

- 引越しや工事などで、水道や水道以外の水（井戸水）などの使用を開始・中止・休止・再開するとき
- 支払方法を変更したいとき
- 井戸水を利用する人数を変更するとき
- 水道料金・下水道使用料の減免について相談したいとき

口座振替の手続きは、Web口座振替受付サービスへ

口座振替をご希望の場合、インターネットからお手続きができます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 Web口座振替受付サービス 検索



※電話でもお手続きができます。水道局電話受付センターへご連絡ください。申込書を送付いたします。

問合せ

水道と下水道の両方についての相談又は利用されている場合
水道局電話受付センター TEL 665-3220 FAX 665-5536 (8時~21時 年中無休)

下水道のみについての相談又は利用されている場合

《西・北・大宮・見沼・岩槻区》 北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646-3248 FAX 646-3267
《中央・桜・浦和・南・緑区》 南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840-6248 FAX 840-6269

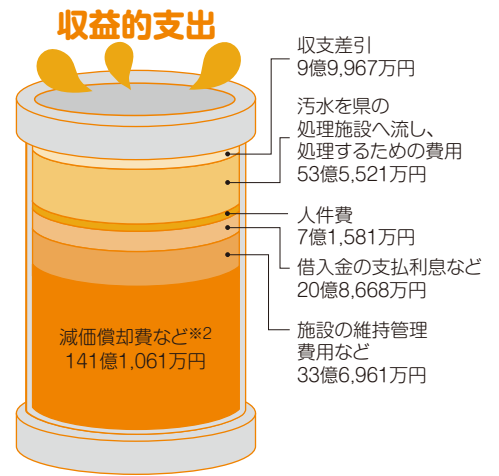
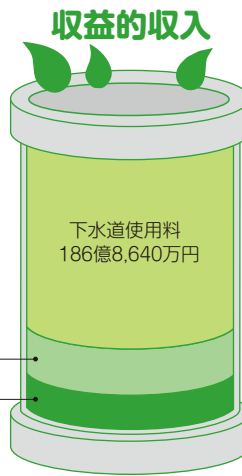
（減免に関する手続きは、各区役所のくらし応援室でも対応しております。連絡先等につきましては、5ページをご確認ください。）

令和7年度の下水道事業の収入・支出の各予算について

本市の下水道事業では、公営企業会計を導入しており、事業における経費は経営に伴う収入をもって充てるとする『独立採算制』に則っています。汚水の処理に要する経費は、主に皆さんから納めていただく下水道使用料で賄っています。

1. 下水を処理するための予算 (収益的収支)(金額は税込み)

| | |
|--------|-------------|
| 収益的収入 | 266億3,759万円 |
| 収益的支出 | 256億3,792万円 |
| 収支差引 | 9億9,967万円 |
| 税抜き純利益 | 1億3,616万円 |



※1 雨水を処理するための費用は、下水道使用料ではなく、公費（一般会計からの繰入金）により、広く市民の皆さんに負担していただいています。
 ※2 下水道施設や設備は、年々価値が減少していきます。1年で減少した価値は、減価償却費として費用化します。

2. 下水道施設を建設・改良するための予算 (資本的収支)(金額は税込み)

| | |
|-------|--------------|
| 資本的収入 | 121億3,586万円 |
| 資本的支出 | 238億9,645万円 |
| 収支差引 | ▲117億6,059万円 |



※3 収支差引(不足額)については、減価償却費などの現金支出を伴わない費用や純利益などで補填します。

問合せ 下水道財務課

TEL 829・1875 FAX 829・1975

下水道事業受益者負担金制度について

下水道事業受益者負担金(以下、受益者負担金)は、事業費(下水道の建設費)の一部を下水道が整備された区域内の方に負担していただくものです。受益者負担金をいただくことで、下水道整備の財源を確保し、整備を少しでも早めることを目的としています。

受益者負担金の対象となるのは

下水道が整備された区域内の**土地**が対象です。その土地が下水道に接続していなくても対象となります。
 なお、その土地(筆)に対して、1度だけご負担いただくものです。

負担していただく方は

原則、下水道が整備された区域内の**土地の所有者様**などにご負担いただきます。



報奨金制度について

納期が未到来の受益者負担金を一括で納付していただくと、納期前に納付した納期数に応じて最大約20%の報奨金が交付されます。

受益者負担金の説明について

下水道の工事を行う前に市の職員が各戸を訪問して説明をさせていただきます。
 ※訪問時にパンフレットを配布しております。
 ※受益者負担金制度に関する詳細やご不明点等ございましたら、下記の問合せ先までご相談ください。

問合せ 《西・北・大宮・見沼・岩槻区に土地をお持ちの方》北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646・3248 FAX 646・3267
 《中央・桜・浦和・南・緑区に土地をお持ちの方》南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840・6248 FAX 840・6269